

◎茨城県の給与・定員管理等の公表

茨城県の給与・定員管理等について、次のとおり公表する。

平成29年4月27日

茨城県知事 橋本 昌

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (平成28年1月1日)	歳出額 A	実質収支 千円	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 26年度の人件費率
27年度	人 2,970,231	千円 1,107,282,742	千円 9,263,955	千円 322,187,864	% 29.1	% 28.7

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

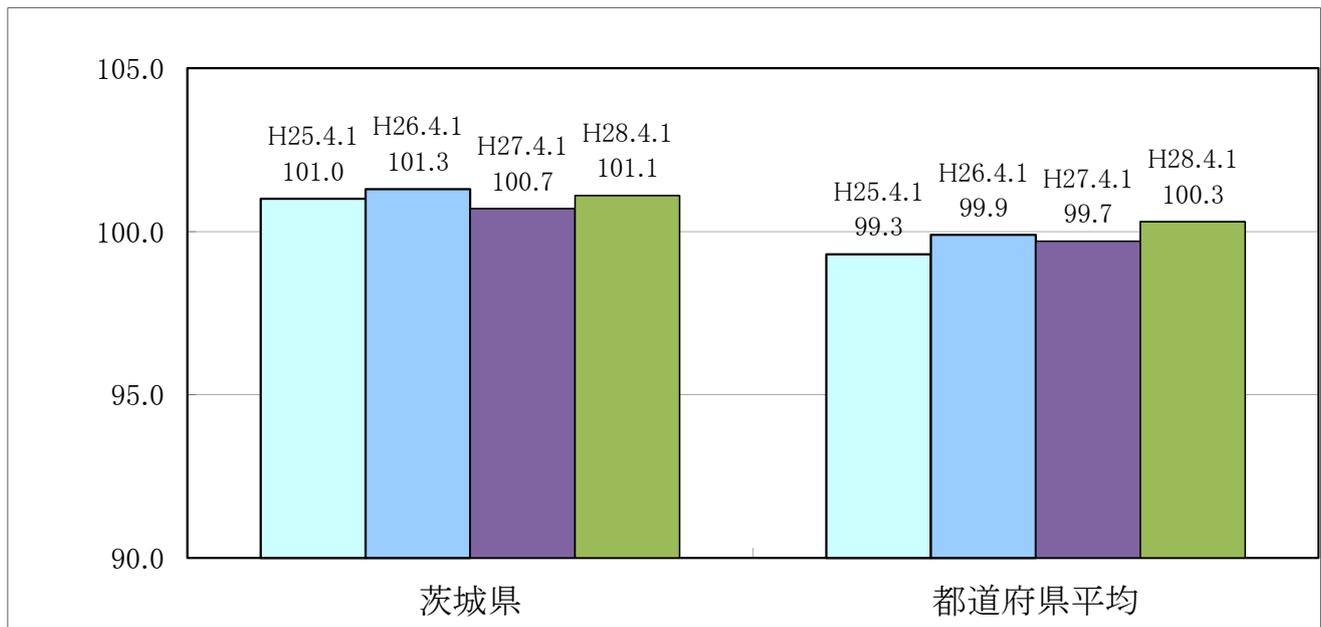
区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費
		給料 千円	職員手当 千円	期末・勤勉手当 千円	計 B 千円		
27年度	人 32,411	千円 148,060,476	千円 28,494,553	千円 57,813,692	千円 234,368,721	千円 7,231	千円 7,153

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、平成27年4月1日現在の人数である。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ 平成28年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

国も県も「給与制度の総合的見直し」を実施しており、H27.4.1から給料月額を引下げたが、激変緩和のため、3年間は、H27.3.31時点の給料月額で現給保障を行うこととしている。
 国は、昇給日が1/1であるため、H27.1.1に昇給した後の給料月額で、現給保障を行っており、本県(昇給日が4/1なので、昇給前の給料を現給保障)よりも高い水準の現給保障となっている。
 国も県もH28.3.31に、現給保障を受けている者の一部が退職したが、高い水準で現給保障を受けていた国のほうが給与水準の引下げ効果が大きくなるため、本県の指数は相対的に上昇した。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
28年度	円 383,830	円 382,939	891円 (0.23%)	% 0.23	% 0.23	% 0.17

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスバイレス比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
28年度	月 4.31	月 4.20	月 0.11	月 0.10	月 4.30	月 4.30

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組みとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容(平均引下げ率, 実施(実施予定)時期, 経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には, その理由))

(給料表の改定実施時期)平成27年4月1日
 (内容)一般行政職の給料表について、国に準ずることを基本として水準を引下げ。1級(全号給)及び2級の初任給に係る号給は引下げを行わず、3級以上の級の高位号給は平均を上回る引下げ。行政職給料表等について号給を増設。
 激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。
 他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合)国基準0~16%に対し、茨城県においては県内一律6%(制度完成時)を支給。
 (実施時期)平成27年4月1日より実施。段階的に支給割合を引き上げることとし、平成28年4月1日時点は県内一律5%、給与改定後は平成28年4月に遡及し県内一律5.1%を支給。

(参考)

	平成27年度 の支給割合	平成28年度の支給割合		見直し後の支給割合 (H29.4.1)
		4月1日時点	遡及改定後	
国基準による支給割合	7.09 %	7.21 %	7.21 %	7.21 %
茨城県の支給割合(県内一律)	4.2 %	5.0 %	5.1 %	6.0 %

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施(平成27年4月1日実施)。

(6) 特記事項

県独自の給与減額措置 特別職について、給料・報酬月額を、知事は15%、副知事は10%、議長、副議長及び議員は10万円を減額している。

※ 実施期間:平成28年4月1日~平成29年3月31日(1年間)
 なお、議長、副議長及び議員は平成29年1月1日~平成31年1月7日まで5万円の減額に変更。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成28年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
茨城県	42.7 歳	334,377 円	416,020 円	374,794 円
国	43.6 歳	331,816 円	—	410,984 円
都道府県平均	43.2 歳	330,689 円	418,752 円	372,775 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
茨城県	52.3歳	314人	334,924円	387,226円	363,978円	—	—	—	—
うち用務員	55.5歳	114人	317,423円	355,340円	344,717円	用務員	55.2歳	199,900円	1.8
うち調理員	52.7歳	27人	333,004円	364,897円	353,136円	調理士	46.5歳	243,400円	1.5
うち運転手	48.0歳	8人	328,488円	527,193円	364,796円	自家用自動車運転者	62.4歳	188,400円	2.8
国	50.4歳	2,876人	287,447円	—	329,358円	—	—	—	—
都道府県平均	52.0歳	243人	328,683円	386,373円	362,610円	—	—	—	—

※ 民間の用務員は、全国平均の数値

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
茨城県	6,163,675円	—	—
うち用務員	5,661,997円	2,732,900円	2.1
うち調理員	5,919,819円	3,209,100円	1.8
うち運転手	7,790,021円	2,470,700円	3.2

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している(平成25年～27年の3ヶ年平均)。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務、内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③高等(特別支援・専修・各種)学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
茨城県	44.7 歳	382,470 円	442,855 円
都道府県平均	44.8 歳	379,204 円	442,303 円

④小・中学校(幼稚園)教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
茨城県	44.7 歳	372,669 円	425,981 円
都道府県平均	43.2 歳	364,549 円	421,596 円

⑤警 察 職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
茨城県	38.3 歳	317,254 円	432,846 円	353,325 円
国	41.3 歳	315,764 円	—	371,411 円
都道府県平均	38.5 歳	320,757 円	459,603 円	368,050 円

(注)1 「平均給料月額」とは、平成28年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(平成28年4月1日現在)

区 分		茨 城 県		国	
一般行政職	大学卒	180,100	円	176,700	円
	高校卒	146,800	円	144,600	円
技能労務職	高校卒	144,400	円	—	
	中学卒	136,000	円	—	
高等学校教育職	大学卒	201,200	円	—	
	高校卒	156,600	円	—	
小・中学校教育職	大学卒	201,200	円	—	
	高校卒	156,600	円	—	
警 察 職	大学卒	202,400	円	205,200	円
	高校卒	169,900	円	166,700	円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額(平成28年4月1日現在)

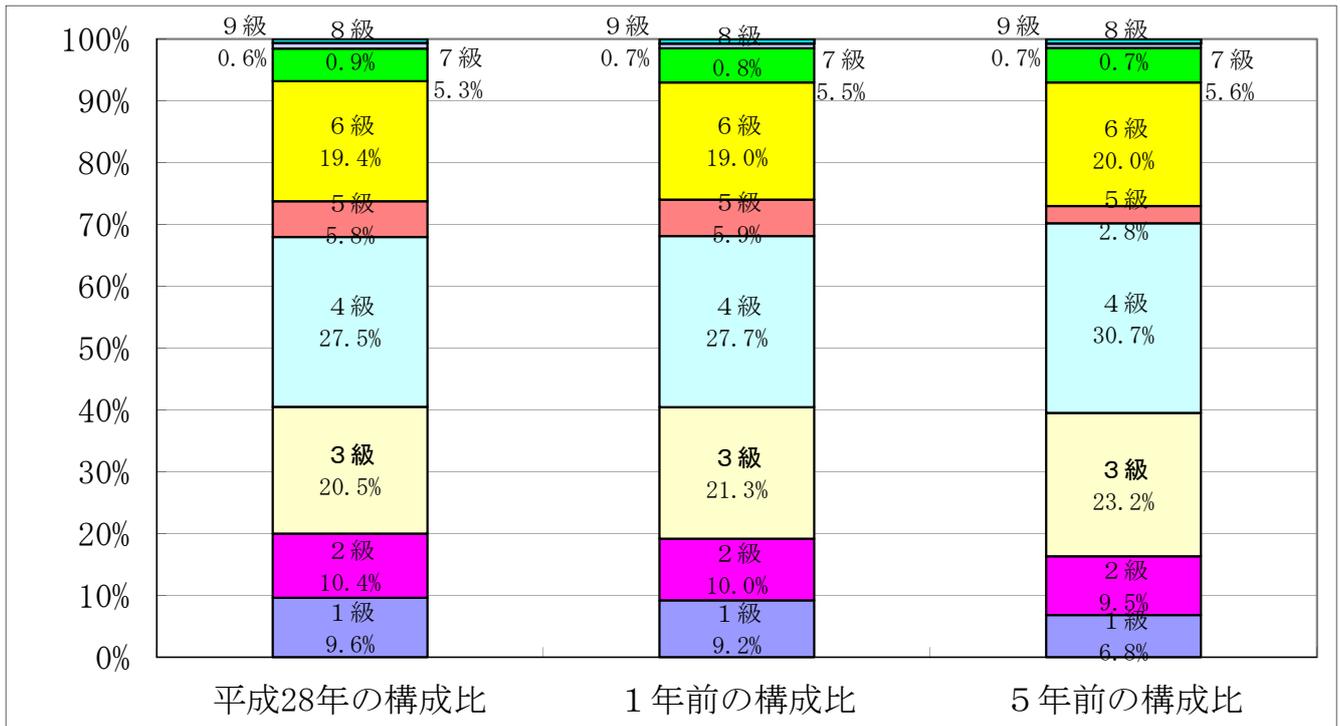
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	261,332 円	366,582 円	392,840 円	417,563 円
	高校卒	220,829 円	317,385 円	352,939 円	375,931 円
技能労務職	高校卒	—	291,000 円	322,050 円	346,069 円
	中学卒	—	—	—	352,600 円
高等学校教育職	大学卒	309,408 円	404,784 円	425,877 円	437,688 円
	高校卒	240,656 円	301,860 円	341,328 円	365,527 円
小・中学校教育職	大学卒	302,898 円	394,293 円	413,308 円	425,036 円
	高校卒	—	—	—	—
警 察 職	大学卒	288,014 円	391,667 円	414,173 円	423,304 円
	高校卒	252,495 円	351,979 円	387,179 円	408,110 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(平成28年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事・技師	559 人	9.6 %	140,100 円	246,100 円
2 級	”	607 人	10.4 %	190,200 円	303,000 円
3 級	係長・主任	1,194 人	20.5 %	226,400 円	348,800 円
4 級	係長	1,599 人	27.5 %	259,900 円	379,800 円
5 級	課長補佐	339 人	5.8 %	286,200 円	391,800 円
6 級	副参事・技佐・課長補佐	1,128 人	19.4 %	317,000 円	409,000 円
7 級	課長・副参事・技佐	309 人	5.3 %	361,300 円	443,700 円
8 級	次長	51 人	0.9 %	406,900 円	467,400 円
9 級	部長・次長	37 人	0.6 %	457,200 円	526,300 円

(注) 1 茨城県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成28年4月2日から平成29年4月1日 までにおける運用	茨城県		国	
	管理職員	一般職員	管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用	○	○	○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用				
ロ 人事評価を実施していない				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

茨 城 県		国	
1人当たり平均支給額(27年度)		-	
1,754 千円			
(27年度支給割合)	(27年度支給割合)		
期末手当	勤勉手当	2.60 月分	1.60 月分
2.60 月分	1.60 月分	(1.45) 月分	(0.75) 月分
(1.45) 月分	(0.75) 月分		
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置		
・役職加算 5～20%	・役職加算 5～20%		
・管理職加算 15～25%	・管理職加算 10～25%		

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)

平成28年4月2日から平成29年4月1日 までにおける運用	茨城県		国	
	管理職員	一般職員	管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用	○	○	○	○
標準に加え、上位の区分も適用				

標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用				
□ 人事評価を実施していない				

(2) 退職手当(平成28年4月1日現在)

茨 城 県			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	##### 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	##### 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	##### 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%)	
1人当たり平均支給額	2,152 千円	23,254 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、27年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(平成28年4月1日現在)

支給実績(27年度決算)		6,466,381	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)		199,530	円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
取手市・つくば市	5.1 %	2,691 人	16.0 %
守谷市	5.1 %	382 人	15.0 %
牛久市	5.1 %	656 人	12.0 %
水戸市・土浦市・日立市・龍ヶ崎市	5.1 %	10,744 人	10.0 %
古河市・ひたちなか市・神栖市・つくばみらい市・利根町	5.1 %	3,819 人	6.0 %
筑西市・結城市・笠間市・鹿嶋市・那珂市	5.1 %	4,017 人	3.0 %
上記以外の県内地域	5.1 %	10,187 人	0.0 %
東京都特別区	20.0 %	40 人	20.0 %
大阪府大阪市	16.0 %	3 人	16.0 %
埼玉県和光市	16.0 %	1 人	16.0 %
東京都小平市	16.0 %	2 人	16.0 %
神奈川県川崎市	16.0 %	1 人	16.0 %
埼玉県さいたま市	15.0 %	4 人	15.0 %
千葉県千葉市	15.0 %	1 人	15.0 %
東京都立川市	12.0 %	1 人	12.0 %
宮城県仙台市	6.0 %	1 人	6.0 %
栃木県宇都宮市	6.0 %	1 人	6.0 %
北海道札幌市	3.0 %	3 人	3.0 %
福井県福井市	3.0 %	1 人	3.0 %
福井県鯖江市	0.0 %	1 人	0.0 %
医師	16.0 %	33 人	16.0 %
平均支給率	5.03 %	—	6.16 %
地域手当補正後ラスパイレズ指数 (ラスパイレズ指数)			99.0 (101.1)

(注) 1 「国の制度(支給率)」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率である。

2 地域手当補正後ラスパイレズ指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレズ指数。

(補正前のラスパイレズ指数×(1+当該団体の地域手当支給率)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

(4) 特殊勤務手当(平成28年4月1日現在)

支給実績(27年度決算)		2,063,432 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)		158,008 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(27年度)		40.3 %		
手当の種類(手当数)		22		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績	左記職員に対する支給単価
県税業務手当	県税事務所等に勤務する職員	県税業務	36,858 千円	日額320円～740円
福祉業務手当	福祉相談センター等に勤務する職員	要保護者・児童・身体障害者等と直接接して行う社会福祉業務等	5,814 千円	日額580円
実習指導手当	産業技術専門学院等に勤務する職員	職業訓練の業務等	24,570 千円	日額530円～1,300円
取締等業務手当	高圧ガス等の保安検査、漁業・狩猟の取締り業務に従事する職員、県民センターの環境保全課等に勤務する職員等	保安検査、立入検査、漁業取締、狩猟取締、公害防止に関する法令の規定に基づき、工場若しくは事業場等に立ち入り、調査又は検査を行う業務等	1,507 千円	日額290円～550円
家畜等取扱手当	畜産センター等に勤務する職員	種雄牛又は種雄豚の自然交配の準備作業等	769 千円	日額230円～760円
特殊現場作業等手当	土木部の出先機関等に勤務する職員	公共土木施設災害応急作業、高所作業、トンネル内作業等	921 千円	日額150円～1,080円等
用地交渉業務手当	土木事務所等に勤務する職員	公共の用に供する用地の取得のために、現地において行う特に困難な交渉業務	2,751 千円	日額1,000円 (深夜 日額1,500円)
医師手当	県立病院等に勤務する医師、歯科医師	医療若しくは試験検査の業務	6,705 千円	月額25,000円～35,000円
保健衛生業務手当	保健所に勤務する職員	精神障害者又は精神障害の疑いのある者と直接接する面接相談、訪問指導又は集団生活指導の業務等	109 千円	日額290円～450円
解剖作業手当	医療大学付属病院、警察本部、警察署等に勤務する職員	死体解剖の補助作業(医師以外)	9,367 千円	1体につき3,200円 (1日5,500円限度)
放射線作業手当	保健所等に勤務する職員	人体に対するエックス線照射の補助作業等	120 千円	日額230円～590円
有害薬剤等取扱手当	消費生活センター等に勤務する職員	病虫害防除のため、特定劇物を用いて行う散布作業等	560 千円	日額290円
夜間特殊業務手当	警察本部、警察署等に勤務する職員等	警察官の行う地域警察、犯罪の予防若しくは捜査、警備、交通事故処理等の業務等	132,567 千円	勤務1回410円～1,100円
夜間看護等手当	県立病院等に勤務する職員	深夜における看護等の業務等	18,857 千円	勤務1回2,000円～6,800円
水上作業手当	水産試験場、海洋高等学校に勤務する職員	船籍港及び定係港外における水産に関する試験研究若しくは指導訓練、県有船又は県が借上げた船舶に乗り組んで行う漁ろう作業等	9,390 千円	日額300円～3,800円
潜水作業手当	水産試験場等に勤務する職員	潜水具を着用しての潜水作業	127 千円	1時間につき310円～2,250円
警察業務手当	警察本部、警察署に勤務する職員	警察職が行う特殊業務	353,194 千円	日額250円～5,200円等
教員特殊業務手当	小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校に勤務する職員	非常災害時等の緊急の業務、児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの、部活動における児童又は生徒に対する指導業務で休日等に行うもの等	562,398 千円	日額2,250円～8,000円
多学年学級担当手当	小学校、中学校に勤務する職員	2以上の学年の児童又は生徒で編成されている学級の授業又は指導等	2,849 千円	日額290円、日額350円
教育業務連絡指導手当	小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校に勤務する職員	教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導、助言に当たる教務主任等の業務	208,554 千円	日額200円
航空業務手当	消防防災課、警察本部に勤務する職員	航空機の操縦業務	5,835 千円	航空機に搭乗した時間1時間につき5,100円(通常業務)
在勤手当	財団法人茨城県国際交流協会が運営する上海事務所等に駐在する職員	当該駐在発令に係る業務	18,343 千円	「在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律」の規定の例による在勤手当のうち、在勤基本手当、住居手当、配偶者手当、子女教育手当(在勤基本手当及び配偶者手当は同法の80%)の合計額相当額を支給

※各手当の支給実績は、給与システムからの抽出によるため、特殊勤務手当全体の支給実績(決算ベース)とは一致しない。

(5) 時間外勤務手当

支給実績(27年度決算)	4,510,074 千円
職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)	391 千円
支給実績(26年度決算)	4,095,587 千円
職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)	353 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(平成27年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当(平成28年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(27年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 (1)配偶者 10,000円 (2)配偶者以外 8,000円 (配偶者がいない場合にあつては、子10,000円、子以外の場合は9,000円) (3)満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子 一人につき5,000円を加算	同		3,228,978 千円	241,022 円
住居手当	借家等居住者 (家賃12,000円以上) (1)家賃23,000円以下の場合 家賃-12,000円 (2)家賃23,000円を超える場合 (家賃-23,000円)×1/2 +11,000円(27,000円限度)	同		1,907,770 千円	335,816 円
通勤手当	(1)交通機関(電車等)利用者 6ヶ月定期券等の価額による一括支給 (上限55,000円) (2)交通用具(自動車等)利用者 距離段階区分に応じ 2,000円～51,800円	異	交通用具利用者における支給額等	4,632,368 千円	162,648 円
単身赴任手当	単身赴任の職員に支給 26,000円+加算額 (職員の住居と配偶者等の住居との交通距離段階区分に応じ 6,000円～58,000円)	同		93,583 千円	371,361 円
宿日直手当	宿直又は日直勤務をした職員に支給 (1)通常の宿日直勤務 1回につき4,200円 (2)管理又は監督等の業務その他特殊な業務を主として行う宿日直勤務 1回につき5,100円～7,200円 (3)病院における宿日直勤務(医師当直勤務) 1回につき20,000円	同		602,299 千円	269,244 円
管理職員特別勤務手当	管理職が以下の勤務をした場合に管理職手当の区分に応じ支給 (1)臨時又は緊急の必要等のため週休日等に勤務 1回につき6,000円～12,000円 (勤務が6時間を超える場合 9,000円～18,000円) (2)災害への対処等のため平日の深夜に勤務 1回につき3,000円～6,000円	同		41,710 千円	468,652 円
休日勤務手当	祝日等において勤務を命じられた職員に支給 1時間当たりの給与額に100分の135を乗じた額。	異	勤務1時間当たりの支給額の算出基礎に農林漁業普及指導手当等を含む	911,158 千円	400,157 円
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に支給: 給料表別・職務の級別・管理職の区分別の定額を支給	同		1,872,129 千円	698,556 円

寒冷地手当	寒冷地に在勤する職員に支給 (1)世帯主である職員 ①扶養親族有 17,800円～26,380円 ②扶養親族無 10,200円～14,580円 (2)その他の職員 7,360円～10,340円	同		196 千円	65,333 円
義務教育等 教員特別手当	義務教育諸学校に勤務する職員に支給。 給料表の級号給に応じて 2,000円～8,000円			1,484,501 千円	73,254 円
初任給調整手当	医師及び歯科医師の資格を有するもの をもって充てる職に、大学卒業後一定期 間内に採用された職員に支給。 最高支給額 医療(一) 307,000円 教育(一) 50,300円	同		61,438 千円	1,253,837 円
農林漁業普及指導手当	普及指導員が普及指導業務に従事した 場合に支給。 給料月額に100分の2～8を乗じた額			61,450 千円	310,354 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌 日の午前5時までの間(深夜)に勤務した 場合に支給。 勤務1時間当たりの給与額に100分の 25を乗じた額	異	勤務1時間当 たりの支給額 の算出基礎 に農林漁業 普及指導手 当等を含む	346,432 千円	166,634 円
定時制通信教育手当	定時制の課程又は通信制の課程の業務 に従事する教職員に支給。 給料月額及び教職調整額に100分の 5(管理職手当受給者については100分 の4)を乗じた額			54,613 千円	205,310 円
へき地手当	交通条件及び自然的、経済的、文化的 諸条件に恵まれない山間地その他の地 域に所在する小・中学校等に勤務する 教職員に対して支給。 給料及び扶養手当の月額に一定割合(8 ～25%)を乗じた額			6,877 千円	458,467 円
産業教育手当	農業、水産又は工業に関する科目を主と して担当する教職員に支給。 給料月額及び教職調整額に100分の5を 乗じた額			110,435 千円	266,108 円

5 特別職の報酬等の状況(平成28年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等
給 料	知 事	1,139,000 円 (1,340,000)円
	副 知 事	972,000 円 (1,080,000)円
	議 長	910,000 円 (1,010,000)円
報 酬	副 議 長	800,000 円 (900,000)円
	議 員	750,000 円 (850,000)円
	知 事	(27年度支給割合)
期 末 手 当	副 知 事	3.15 月分
	議 長	(27年度支給割合)
	副 議 長 議 員	3.15 月分
退 職 手 当	知 事	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期)
	副 知 事	給料月額×在職月数×0.56 36,019,200 円 任期毎
	副 知 事	給料月額×在職月数×0.42 21,772,800 円 任期毎

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

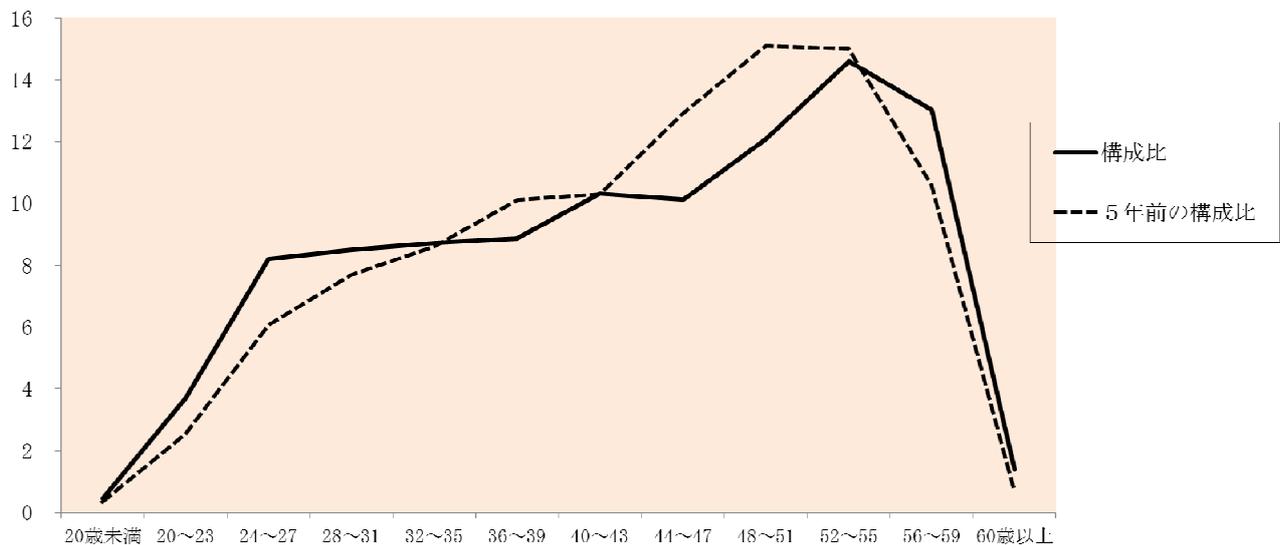
部門	区分		職員数		対前年 増減数	主な増減理由
			平成27年	平成28年		
普通 会 計 部 門	一般 行政 部 門	議会	39	39	0	国体開催準備業務の増 県税関係業務の効率化 茨城学園の業務執行体制見直し 古河産業技術専門学院の廃止 肥飼料検査所の廃止 国際観光業務の増 関東東北豪雨災害復旧業務の増 (参考：人口10万人当たり職員数160人)
		総務企画	810	820	10	
		税務	282	275	▲7	
		民生	422	409	▲13	
		衛生	764	764	0	
		労働	104	97	▲7	
		農林水産	1,269	1,244	▲25	
		商工	205	209	4	
		土木	889	893	4	
	計		4,784	4,750	▲34	
	教育部門	22,299	22,182	▲117	学校統廃合等による学級減	
	警察部門	5,328	5,370	42	警察官増員	
	小計	32,411	32,302	▲109	(参考：人口10万人当たり職員数1,088人)	
公会 営計 全部 業門	病院	1,267	1,307	40	医師、看護師等の増	
	水道	95	95	0		
	下水道	80	81	1		
	その他	158	160	2		
	小計	1,600	1,643	43		
合計		34,011 [38,104]	33,945 [38,127]	▲66 [23]	(参考：人口10万人当たり職員数1,143人)	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成28年4月1日現在）

(%)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	154	1,258	2,784	2,885	2,960	3,006	3,506	3,435	4,107	4,958	4,420	471	33,944

(3) 職員数の推移

区分 部門別		23年	24年	25年	26年	27年	28年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	職員数	5,055	4,872	4,829	4,801	4,784	4,750	▲305(▲6.0%)
教育	職員数	23,021	22,814	22,599	22,346	22,299	22,182	▲839(▲3.6%)
警察	職員数	5,259	5,300	5,292	5,294	5,328	5,370	111(2.1%)
消防	職員数	-	-	-	-	-	-	
普通会計	職員数	33,335	32,986	32,720	32,441	32,411	32,302	▲1,033(▲3.1%)
公営企業等 会計	職員数	1,412	1,448	1,459	1,506	1,600	1,643	231(16.4%)
総合計	職員数	34,747	34,434	34,179	33,947	34,011	33,945	▲802(▲2.3%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道用水供給事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 26年度の総費用に占 める職員給与費比率
27年度	千円 15,621,620	千円 3,254,564	千円 866,504	% 5.5	% 3.2

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当 たり給与費 B/A	(参考) 都道府県平均一 人当たり給与費
		給 料 (基本給)	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B		
27年度	人 106	千円 427,877	千円 68,302	千円 197,146	千円 693,325	千円 6,541	千円 7,153

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、28年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

<企業局全事業共通>

県独自の給与減額措置（実施期間：平成28年4月1日～平成29年3月31日）

- 給料月額について、企業局長は9%の減額を実施している。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成28年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
茨城県企業局	42.4歳	347,695円	540,475円
団 体 平 均	44.5歳	371,053円	582,955円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当及び通勤手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

茨城県企業局	団体平均
1人当たり平均支給額（27年度） 1,860千円	1人当たり平均支給額（27年度） 1,606千円
(27年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.60月分 (0.75)月分 ※知事部局と同様	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 有 ※知事部局と同様	

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成 28 年 4 月 1 日現在） ※ <企業局全事業共通>

茨城県企業局		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続 20 年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続 25 年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続 35 年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率 2～45%)		
※知事部局と同様		
1 人当たり平均支給額		18,754 千円

ウ 地域手当（平成 28 年 4 月 1 日現在）

支給実績（27 年度決算）		17,744 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（27 年度決算）		167,114 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給率)
茨城県	5.0%	103	5.0%

エ 特殊勤務手当(平成 28 年 4 月 1 日現在)

支給総額(27 年度決算)		115 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額(27 年度決算)		11,500 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(27 年度)		9.4%	
手当の種類(手当数)		4	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
特殊現場作業等手当	右記の業務を行う者	地上 10 m 以上での監督・検査業務等	日額 220 円
用地交渉業務手当	右記の業務を行う者	公共の用に供する用地の取得のために、現地において行う困難な交渉業務	日額 1,000 円 (夜間 日額 1,500 円)
有害薬剤等取扱手当	右記の業務を行う者	毒物劇物等を用いて行う科学分析業務等	日額 290 円
深夜特殊勤務手当	右記の業務を行う者	深夜でのポンプ運転業務	1 勤務 1,100 円

オ 時間外勤務手当

支給実績（27 年度決算）	24,889 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（27 年度決算）	271 千円
支給実績（26 年度決算）	22,246 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（26 年度決算）	240 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（27 年度決算）」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数（管理職員，教育職員等，制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり，短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当 (平成 28 年 4 月 1 日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (27 年度決算)	支給職員 1 人当たり平均支給年額 (27 年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 (1)配偶者 13,000 円 (2)配偶者以外 6,500 円(うち一人について、配偶者がいない場合にあつては 11,000 円) (3)満 16 歳年度初めから満 22 歳年度末までの間にある子一人につき 5,000 円を加算	同	なし	11,883 千円	233,000 円
住居手当	借家等居住者(家賃 12,000 円以上) ①家賃 23,000 円以下の場合 家賃 - 12,000 円 ②家賃 23,000 円を超える場合 (家賃 - 23,000 円) × 1/2 + 11,000 円 (27,000 円限度)	同	なし	5,789 千円	289,450 円
通勤手当	(1)交通機関(電車等)利用者 6 ヶ月定期券等の価額による一括支給(上限 55,000 円) (2)交通用具(自動車等)利用者 距離段階区分に応じ 2,000 円 ~ 46,100 円	同	なし	25,610 千円	251,079 円
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に支給 給料表別・職務の級別・管理職手当の区分別の定額を支給	同	なし	11,653 千円	832,358 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間(深夜)に勤務した場合に支給:勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 25 を乗じた額	同	なし	249 千円	20,750 円
管理職員特別勤務手当	管理職が以下の勤務をした場合に管理職手当の区分に応じ支給 (1)臨時又は緊急の必要等のため週休日等に勤務 1 回につき 6,000 円 ~ 12,000 円 (勤務が 6 時間を超える場合 9,000 円 ~ 18,000 円) (2)災害への対処等のため平日の深夜に勤務 1 回につき 3,000 円 ~ 6,000 円	同	なし	—	—

(2) 工業用水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 26年度の総費用に占 める職員給与費比率
27年度	千円 9,540,108	千円 5,172,316	千円 651,417	% 6.8	% 6.3

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当 り給与費 B/A	(参考) 都道府県平均一 人当たり給与費
		給 料 (基本給)	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B		
27年度	人 73	千円 312,835	千円 54,631	千円 146,807	千円 514,273	千円 7,045	千円 7,153

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、28年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

<企業局全事業共通>

県独自の給与減額措置（実施期間：平成28年4月1日～平成29年3月31日）

- 給料月額について、企業局長は9%の減額を実施している。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成28年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
茨城県企業局	42.7歳	362,123円	564,846円
団 体 平 均	44.8歳	356,575円	544,431円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当及び通勤手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

茨城県企業局	団体平均
1人当たり平均支給額（27年度） 2,012千円	1人当たり平均支給額（27年度） 1,546千円
(27年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45)月分 ※知事部局と同様	勤勉手当 1.60月分 (0.75)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 有 ※知事部局と同様	

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成 28 年 4 月 1 日現在） ※ <企業局全事業共通>

茨城県企業局		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続 20 年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続 25 年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続 35 年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率 2～45%)		
※知事部局と同様		
1 人当たり平均支給額		18,754 千円

ウ 地域手当（平成 28 年 4 月 1 日現在）

支給実績（27 年度決算）		12,996 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（27 年度決算）		178,028 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給率)
茨城県	5.0%	73	5.0%

エ 特殊勤務手当(平成 28 年 4 月 1 日現在)

支給総額(27 年度決算)		3 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額(27 年度決算)		750 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(27 年度)		5.5%	
手当の種類(手当数)		4	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
特殊現場作業等手当	右記の業務を行う者	地上 10 m 以上での監督・検査業務等	日額 220 円
用地交渉業務手当	右記の業務を行う者	公共の用に供する用地の取得のために、現地において行う困難な交渉業務	日額 1,000 円 (夜間 日額 1,500 円)
有害薬剤等取扱手当	右記の業務を行う者	毒物劇物等を用いて行う科学分析業務等	日額 290 円
深夜特殊勤務手当	右記の業務を行う者	深夜でのポンプ運転業務	1 勤務 1,100 円

オ 時間外勤務手当

支給実績（27 年度決算）	24,080 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（27 年度決算）	389 千円
支給実績（26 年度決算）	20,340 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（26 年度決算）	318 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（27 年度決算）」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数（管理職員，教育職員等，制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり，短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当 (平成 28 年 4 月 1 日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (27 年度決算)	支給職員 1 人当たり平均支給年額 (27 年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 (1)配偶者 13,000 円 (2)配偶者以外 6,500 円(うち一人について、配偶者がいない場合にあつては 11,000 円) (3)満 16 歳年度初めから満 22 歳年度末までの間にある子一人につき 5,000 円を加算	同	なし	10,035 千円	244,757 円
住居手当	借家等居住者(家賃 12,000 円以上) ①家賃 23,000 円以下の場合 家賃 - 12,000 円 ②家賃 23,000 円を超える場合 (家賃 - 23,000 円) × 1/2 + 11,000 円 (27,000 円限度)	同	なし	2,865 千円	260,455 円
通勤手当	(1)交通機関(電車等)利用者 6 ヶ月定期券等の価額による一括支給(上限 55,000 円) (2)交通用具(自動車等)利用者 距離段階区分に応じ 2,000 円 ~ 46,100 円	同	なし	18,054 千円	254,282 円
管理職手当	管理, 監督の地位にある職員に支給 給料表別・職務の級別・管理職手当の区分別の定額を支給	同	なし	9,613 千円	873,910 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間(深夜)に勤務した場合に支給:勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 25 を乗じた額	同	なし	19 千円	2,715 円
管理職員特別勤務手当	管理職が以下の勤務をした場合に管理職手当の区分に応じ支給 (1)臨時又は緊急の必要等のため週休日等に勤務 1 回につき 6,000 円 ~ 12,000 円 (勤務が 6 時間を超える場合 9,000 円 ~ 18,000 円) (2)災害への対処等のため平日の深夜に勤務 1 回につき 3,000 円 ~ 6,000 円	同	なし	10 千円	10,000 円

(3) 地域振興事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 26年度の総費用に占 める職員給与費比率
27年度	千円 499,346	千円 △10,054	千円 28,562	% 5.7	% 0.7

区分	職員数 A	給与費				一人当 り給与費 B/A	(参考) 都道府県平均一 人当たり給与費
		給料 (基本給)	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B		
27年度	人 3	千円 14,186	千円 2,391	千円 5,431	千円 22,008	千円 7,336	千円 7,153

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、28年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

<企業局全事業共通>

県独自の給与減額措置（実施期間：平成28年4月1日～平成29年3月31日）

- 給料月額について、企業局長は9%の減額を実施している。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成28年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
茨城県企業局	42.7歳	385,056円	638,584円
団体平均	44.5歳	391,140円	594,789円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当及び通勤手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

茨城県企業局	団体平均
1人当たり平均支給額（27年度） 1,811千円	1人当たり平均支給額（27年度） 1,613千円
(27年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45)月分 ※知事部局と同様	勤勉手当 1.60月分 (0.75)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 有 ※知事部局と同様	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成 28 年 4 月 1 日現在） ※ <企業局全事業共通>

茨城県企業局		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続 20 年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続 25 年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続 35 年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率 2～45%)		
※知事部局と同様		
1 人当たり平均支給額		18,754 千円

ウ 地域手当（平成 28 年 4 月 1 日現在）

支給実績（27 年度決算）		572 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（27 年度決算）		190,667 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給率)
茨城県	5.0%	3	5.0%

エ 特殊勤務手当（平成 28 年 4 月 1 日現在）

支給総額（27 年度決算）		— 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（27 年度決算）		— 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（27 年度）		— %	
手当の種類（手当数）		4	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
特殊現場作業等手当	右記の業務を行う者	地上 10 m 以上での監督・検査業務等	日額 220 円
用地交渉業務手当	右記の業務を行う者	公共の用に供する用地の取得のために、現地において行う困難な交渉業務	日額 1,000 円 (夜間 日額 1,500 円)
有害薬剤等取扱手当	右記の業務を行う者	毒物劇物等を用いて行う科学分析業務等	日額 290 円
深夜特殊勤務手当	右記の業務を行う者	深夜でのポンプ運転業務	1 勤務 1,100 円

オ 時間外勤務手当

支給実績（27 年度決算）	1,058 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（27 年度決算）	353 千円
支給実績（26 年度決算）	1,460 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（26 年度決算）	487 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（27 年度決算）」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数（管理職員，教育職員等，制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり，短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当 (平成 28 年 4 月 1 日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (27 年度決算)	支給職員 1 人当たり平均支給年額 (27 年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 (1)配偶者 13,000 円 (2)配偶者以外 6,500 円(うち一人について、配偶者がいない場合にあつては 11,000 円) (3)満 16 歳年度初めから満 22 歳年度末までの間にある子一人につき 5,000 円を加算	同	なし	390 千円	195,000 円
住居手当	借家等居住者(家賃 12,000 円以上) ①家賃 23,000 円以下の場合 家賃 - 12,000 円 ②家賃 23,000 円を超える場合 (家賃 - 23,000 円) × 1/2 + 11,000 円 (27,000 円限度)	同	なし	324 千円	324,000 円
通勤手当	(1)交通機関(電車等)利用者 6 ヶ月定期券等の価額による一括支給(上限 55,000 円) (2)交通用具(自動車等)利用者 距離段階区分に応じ 2,000 円 ~ 46,100 円	同	なし	1,009 千円	336,334 円
管理職手当	管理, 監督の地位にある職員に支給: 給料表別・職務の級別・管理職手当の区分別の定額を支給	同	なし	—	—
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間(深夜)に勤務した場合に支給: 勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 25 を乗じた額	同	なし	—	—
管理職員特別勤務手当	管理職が以下の勤務をした場合に管理職手当の区分に応じ支給 (1)臨時又は緊急の必要等のため週休日等に勤務 1 回につき 6,000 円 ~ 12,000 円 (勤務が 6 時間を超える場合 9,000 円 ~ 18,000 円) (2)災害への対処等のため平日の深夜に勤務 1 回につき 3,000 円 ~ 6,000 円	同	なし	—	—

(4) 病院事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 26年度の総費用に占 める職員給与費比率
27年度	千円 25,808,372	千円 340,055	千円 10,168,123	% 39.4	% 36.5

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
27年度	人 1,091	千円 4,552,714	千円 3,119,553	千円 1,250,483	千円 8,922,750	千円 8,179

(参考)都道府県平均 一人当たり給与費
千円 7,153

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、平成28年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

県独自の給与減額措置

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (平成28年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
茨城県病院局(医師)	41.9 歳	561,499 円	1,195,092 円
団 体 平 均	44.7 歳	568,553 円	1,422,787 円
茨城県病院局(看護師)	39.0 歳	316,930 円	495,002 円
団 体 平 均	38.3 歳	305,910 円	485,069 円
茨城県病院局(事務職員)	42.4 歳	349,753 円	561,896 円
団 体 平 均	43.7 歳	351,526 円	558,700 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

茨城県病院局	団体平均
1人当たり平均支給額(27年度) 1,413 千円	1人当たり平均支給額(27年度) 1,402 千円
(平成27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.60 月分 (0.75) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25% ※知事部局と同様	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成28年4月1日現在）

茨城県病院局			
(支給率)	自己都合 勸奨・定年		
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2~45%)		
1人当たり平均支給額	534 千円	19,142 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成27年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(平成28年4月1日現在)

支給実績(27年度決算)		279,798	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)		257,404	円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
茨城県	5.0 %	983 人	5.0 %
茨城県(医師及び歯科医師の資格を有するものをもって充てる職に採用された職員)	16.0 %	164 人	16.0 %

エ 特殊勤務手当（平成28年4月1日現在）

支給総額(平成27年度決算)	346,501 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(平成27年度決算)	395,098 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成27年度)	80.4 %		
手当の種類(手当数)	9		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
医師手当	適用給料表	級区分	支給額
	医(一)	4級又は3級の局長, 局次長等	50,000円
		3級の局長, 局次長等以外及び2級の医員以外	35,000円
		2級以下の医員	30,000円
解剖作業手当	県立病院に勤務する職員(医師以外の職員)	死体解剖の補助作業	1体につき 3,200円 ※1日5,500円限度

夜間看護等手当	県立病院に勤務する職員	深夜における看護等の業務	勤務時間が深夜の全部を含む 勤務1回 8,200円(6,800円) 深夜における勤務時間が4時間以上である場合 勤務1回 4,300円(3,300円) 深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満である場合 勤務1回 3,900円(2,900円) 深夜における勤務時間が2時間未満である場合 勤務1回 2,000円 ※ ()の金額は透析センターでの勤務時における支給額								
		待機期間中に救急患者の対処のため呼び出しを受けて従事した手術等の業務(1時間以上のものに限る)	勤務1回 1,620円								
		救急患者対処及び医療観察法病棟外泊訓練の呼び出しのための待機をした場合	医師 待機1回 2,300円 医師以外 待機1回 3,000円								
医療従事者等手当	<table border="1"> <thead> <tr> <th>職 種</th> <th>支給月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>診療放射線技師 臨床検査技師 理学療法士 作業療法士 言語聴覚士 心理判定員 医学物理士</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>臨床工学技士 医療ソーシャルワーカー 精神科医療社会事業の業務に従事することを本務とする職員</td> <td>12,000円</td> </tr> <tr> <td>薬剤師 視能訓練士</td> <td>8,000円</td> </tr> </tbody> </table>			職 種	支給月額	診療放射線技師 臨床検査技師 理学療法士 作業療法士 言語聴覚士 心理判定員 医学物理士	20,000円	臨床工学技士 医療ソーシャルワーカー 精神科医療社会事業の業務に従事することを本務とする職員	12,000円	薬剤師 視能訓練士	8,000円
職 種	支給月額										
診療放射線技師 臨床検査技師 理学療法士 作業療法士 言語聴覚士 心理判定員 医学物理士	20,000円										
臨床工学技士 医療ソーシャルワーカー 精神科医療社会事業の業務に従事することを本務とする職員	12,000円										
薬剤師 視能訓練士	8,000円										
救急対応手当	県立病院に勤務する職員	医師が宿直勤務時間帯において救急外来患者に対応した場合	救急外来患者対応 1人につき 1,000円								
		医師以外の職員が宿直勤務時間帯に救急外来患者に対応した場合	看護師長以外 宿直勤務1回 1,000円 看護師長 宿直勤務1回 5,000円								
		管理職手当の支給対象となる医師が、週休日等を除く勤務日の正規の勤務時間を超えて手術等に従事した場合	区分 支給額 6時間超 1種 12,000円 18,000円 2,3種 10,000円 15,000円 4,5種 8,500円 12,750円								

放射線作業手当	県立病院に勤務する職員	看護師等が、もっぱら放射線照射をする作業の補助業務に従事した場合	業務に従事した日1日につき 230円 430円(1月当たりの外部被ばく実効線量が100マイクロシーベルト以上の場合)
		診療放射線技師が放射線照射をする作業等に従事し、1月当たりの外部被ばく実効線量が100マイクロシーベルト以上であった場合	1月につき 4,000円
防疫等作業手当	県立病院に勤務する職員	結核病床に勤務する看護師等が、もっぱら患者の看護等に従事した場合	勤務1回 290円
		職員が、もっぱら結核病棟で営繕その他の作業に従事したとき	勤務1回 200円
		こころMCに勤務する看護師、准看護師が、もっぱら精神病患者に接する作業に従事したとき	勤務1回 100円
診療等応援業務手当	県立病院に勤務する職員	県立病院以外の病院等において、診療等の業務に従事した場合	病院事業管理者が別に定める額
分べん手当	県立病院に勤務する職員	産婦人科の医師が分べんに関する業務に従事した場合	1件につき 10,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績(27年度決算)	745,307 千円
職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)	882 千円
支給実績(26年度決算)	688,389 千円
職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)	879 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(平成27年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(平成28年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(27年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 (1)配偶者 13,000円 (2)配偶者以外 6,500円 (うち一人については、配偶者がいない場合にあつては11,000円) (3)満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子一人につき5,000円を加算	同	なし	80,720 千円	203,838 円

住居手当	借家等居住者 (家賃12,000円以上) ①家賃23,000円以下の場合 家賃-12,000円 ②家賃23,000円を超える場合 (家賃-23,000円)×1/2 +11,000円(27,000円限度)	同	なし	85,643 千円	302,625 円
通勤手当	(1)交通機関(電車等)利用者 6ヶ月定期券等の価額による 一括支給(上限55,000円) (2)交通用具(自動車等)利用者 距離段階区分に応じ 2,000円~51,800円	同	なし	156,690 千円	181,145 円
初任給調整手当	医師及び歯科医師の資格を有するものをもって充てる職に、大学卒業後一定期間内に採用された職員に支給 最高支給額 医療(一)307,800円	同	なし	357,986 千円	3,033,780 円
単身赴任手当	単身赴任の職員に支給 26,000円+加算額(職員の住居と配偶者等の住居との交通距離段階区分に応じ6,000~58,000円)	同	なし	1,152 千円	384,000 円
宿日直手当	宿直又は日直勤務をした職員に支給 (1)通常の宿日直勤務 1回につき4,200円 (2)管理又は監督等の業務その他特殊な業務を主として行う宿日直勤務 1回につき7,200円 (3)病院における宿日直勤務(医師当直勤務) 1回につき20,000円	同	なし	60,230 千円	421,189 円
休日勤務手当	祝日等において勤務を命じられた職員に支給 1時間当たりの給与額に100分の135を乗じた額	同	なし	123,810 千円	385,701 円
管理職員特別勤務手当	管理職が以下の勤務をした場合に管理職手当の区分に応じ支給 (1)臨時又は緊急の必要等のため週休日等に勤務 1回につき7,000円~12,000円(勤務が6時間を超える場合10,500円~18,000円) (2)災害への対処等のため平日の深夜に勤務 1回につき3,500円~6,500円	異	(1)について、医師は2倍の額	3,716 千円	929,000 円